

## 農地の貸し借り等に関する検討会



### 1. 検討会設置の経緯（第126回水無月会議一般質問市長答弁）

- (1) 地権者の方などから小作料を無償にしているのはおかしいという意見が市に多く寄せられた。
- (2) 丹波篠山市認定農業者連絡協議会、丹波篠担い手農業者協議会、丹波ささやま農協コントラクター協議会から地権者あてに「小作料変更のお願い」が出されていた。
  - ① 相対契約から農地中間管理機構への切り替え
  - ② 小作料の廃止
  - ③ 土地改良費、水利費等は地権者により負担
  - ④ 地域計画への協力
- (3) このままでは農業を中心的に担っていただく大型農家、認定農家の皆さんと地権者の皆さんと、うまく理解し合えないようなことになってしまうのではないかとこのことを大変懸念している。
- (4) 今後、市において、いろんな立場の皆さんを含めて、検討会などを設置し、貸し借りの在り方や状況を市民の皆さんに示せるように努めていきたい。

### 2. 趣旨

農地の適正な利用と持続的な農業の推進に向け、農地の貸し借りに関する賃借料の水準や合意形成の在り方、相談体制の整備について、地域の実情に即した課題解決を図る。

### 3. 検討会の位置づけ（R7.10.1～R8.3.31）

- (1) 市は、農地の貸し借りがスムーズに進むよう関係者による協議の場として「農地の貸し借り等に関する検討会」を設置する。  

- (2) 検討会では、農地の貸し借りにおける小作料や水利費、草刈りなどの負担・分担など、課題解決の方策や地域の取組事例などの意見を出し合い取りまとめる。  

- (3) 市は、検討会で取りまとめられた意見を踏まえ、市民に伝える情報（農地貸借の手続きの流れ、様式、Q&Aなど）を整理、資料を作成し、地域計画の見直しや農業委員会での啓発活動等で活用する。

#### 4. 検討事項

- 第1回 農地の貸し借りの制度と手続き、現状と課題、取組事例
- 第2回 農地の貸し借りの現状と課題、解決策、取組事例
- 第3回 農地の貸し借りの現状と課題、解決策、取組事例
- 第4回 課題、解決策、取組事例の取りまとめ

#### 5. 検討事項

- (1) 農地の貸し借り等の現状と主な課題
- (2) 課題解決に向けた方策や取組事例などの整理
- (3) その他検討会設置の目的達成に必要な事項に関する事

## 農地法改正に伴う標準小作料制度の廃止（平成 21 年 12 月 15 日）

### 1. 制度廃止の主な経緯

#### (1) 標準小作料制度の背景

標準小作料は、農地改革後の小作地価格の安定を目的に、各市町村の農業委員会が地域の農地の生産性などを考慮して定める「目安」として機能してきた。

#### (2) 農業経営環境の変化

時代が下るにつれ、農業経営の大規模化や多様化が進み、農地の立地条件や経営規模は地域や経営者によって差が現れ、一律の基準では対応できなくなった。

また、標準小作料はあくまで目安であり、実際の農地賃借料は地域の実情を反映して変動していった。

#### (3) 制度運用の変化

農業委員会が定めた標準小作料は、次第に実態に合わなくなり、農地の貸し借りの際に参考にされることが少なくなっていった。

#### (4) 農地改革プランと法改正

こうした状況を受け、平成 20 年に政府が策定した「農地改革プラン」の中で、標準小作料制度の廃止が打ち出され、平成 21 年の農地法改正で制度が正式に廃止となった。

### 2. 廃止後の措置

標準小作料制度の廃止後、新たな農地の賃借料決定を円滑化するため、以下のような措置がとられた。

- ・賃借料情報の提供農業委員会や市町村が、地域の実情に応じた賃借料の目安（参考賃借料）を算定し、情報提供する仕組みが設けられました。
- ・当事者間の合意：農地の賃借料は、当事者である貸し手と借り手が個別の交渉で決定することが基本となりました。

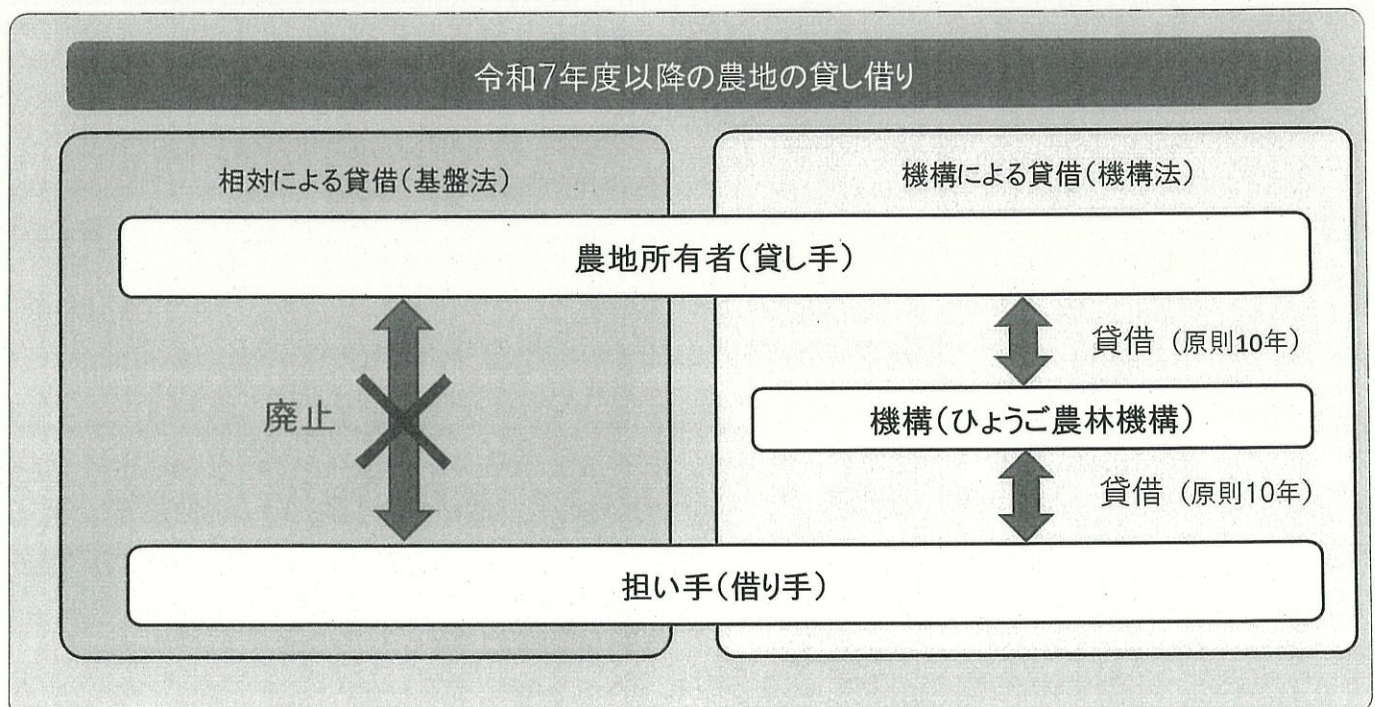
# 農地中間管理事業と農地法第3条の概要

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、貸し手と借り手で行う相対契約は令和7年3月末をもって廃止されます。(既に契約している相対契約については、契約期間満了日まで有効です。)

令和7年4月1日以降は、農地中間管理機構を介した貸し借り、または農地法第3条による貸し借りのみになります。

手続き名	農地中間管理事業	農地法第3条
契約形態	貸し手・機構・借り手の3者契約	貸し手・借り手による2者契約
契約期間	原則10年以上	任意(最長50年) ※1年単位の貸し借りも可能
契約期間満了後	自動的に貸し手に戻る	・賃貸借:合意解約以外は自動更新 ・使用貸借:自動的に貸し手に戻る
必要書類	農地中間管理事業貸借希望農用地申出書 ※法人の場合 全部事項証明書、定款が別途必要	・農地法第3条許可申請書 ・登記事項証明書、字限図(公図) ・借り手、貸し手住民票(世帯全員) ・位置図、現況写真 ・同意書、確約書 など
担当課	市役所農都政策課 TEL:079-552-1114	市農業委員会事務局 TEL:079-552-6909

令和7年4月以降は、地域計画(目標地図)に位置付けられた「担い手」を対象に農地の貸し借りを行います。(目標地図に位置付けられていない場合は、先に農地の貸し借りを行い、後でまとめて地域計画(目標地図)を変更します。)



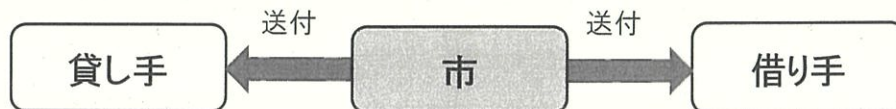
# 農地の貸し借り手続きの流れ

Q1 農地中間管理機構を介した農地の貸し借りの手続きの流れを教えてください。

A1 下記のとおりです。(新規の貸し借りは2から)

## 1. 市から終期通知の送付

契約の満了日の約半年前に、市農都政策課から「貸し手」と「借り手」の双方に終期通知を送付します。



送付内容(貸し手)

- ①終期通知
- ②終期を迎える土地の一覧
- ③申出書(様式)  
→資料6ページ参照
- ④申出書(記入例)  
→資料8ページ参照

送付内容(借り手)

- ①満期通知
- ②終期を迎える土地の一覧

③④は貸し手のみ送付

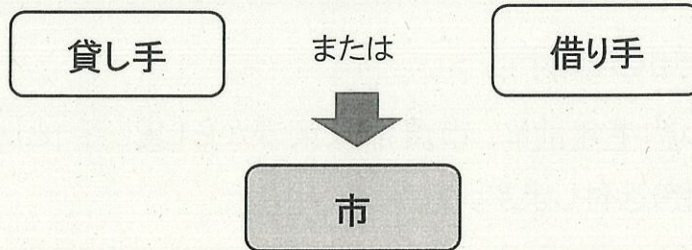
## 2. 貸し手と借り手で協議



### ■協議内容

- 更新するか、しないか(既契約者のみ)
  - ※更新しない場合、その旨を農都政策課へ連絡ください。
- 契約期間について (農地中間管理機構を介した貸し借りは原則10年以上)
- 契約方法について (賃貸借または使用貸借のどちらかを選択)
  - ・「使用貸借」……………小作料が発生しない場合
  - ・「賃貸借」……………小作料が発生する場合
- 小作料について(賃貸借の場合のみ)
  - ・小作料は機構からの口座振り込みになります。(金納のみ)
  - ・物納の取り扱いはありません。物納の場合は「使用貸借契約」となります。
  - ・物納については貸し手と借り手の協議で取り決めますので、覚書を交わすことをおすすめしています。

### 3. 市へ農地中間管理事業貸借希望農用地申出書) (様式は資料P5～6を参照)



申出書に必要な事項を記入いただき、市農都政策課まで提出ください。

- ・申出書の提出は貸し手・借り手のどちらからでも可。押印は不要です。
- ・申出書に基づいて市が別途、契約書を作成します。
- ・地域計画の目標地図に位置付けられた借り手に農地を貸し付けるため、申し出された借り手が目標地図上の借り手と同じかを市で確認します。異なる場合は調整が必要となります。
- ・申出書の様式は市HPからもダウンロードが可能です。

#### 【提出先】

丹波篠山市役所 農都政策課 担い手支援係(第2庁舎2階)

※各支所への提出も可能です。



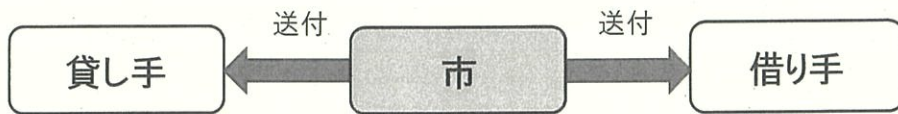
### 4. 貸し借りの内容が適当か審査します。

- ① 農地中間管理機構による審査
- ② 農業委員会への意見徴収

#### 【審査の内容(例)】

- ・地域計画の目標地図と一致しているか
- ・借り手の機械の保有状況や通作距離から耕作が現実的に可能か

#### 4. 契約書への押印依頼を送付



送付内容

- ①押印依頼文書
- ②「契約書(様式11-3)」×2部
- ③「契約書(様式11-3)」記入例
- ④既提出の申出書の写し(参考)
- ⑤振込指定口座届(賃貸借のみ)

送付内容

- ①押印依頼文書
- ②「契約書(様式11-4)」×2部
- ③「契約書(様式11-4)」記入例
- ④既提出の申出書の写し(参考)
- ⑤様式13-1号(借り手のみ)

機構の審査後、市から貸し手・借り手の双方に契約書を2部ずつ送付します。  
内容を確認のうえ署名及び押印ください。

また、借り手は⑤様式13-1号へも署名をお願いします。

※様式11-3:貸し手と機構 様式11-4:機構と借り手

#### 5. 市へ署名・押印済の契約書を提出

署名及び押印した契約書は市農都政策課まで提出ください。

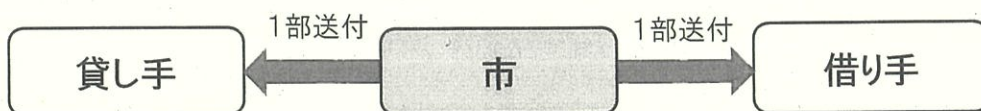
提出後、農地中間管理機構が契約書に押印します。



※各支所への提出も可

#### 6. 契約書の送付

公告後、市から契約書を貸し手と借り手の双方にそれぞれ送付します。



送付内容

契約書(様式11-3号) 1部

送付内容

契約書(様式11-4号) 1部

# 農地中間管理事業貸借希望農用地申出書（様式）

## 農地中間管理事業貸借希望農用地申出書

令和 年 月 日

丹波篠山市長 様

農地中間管理事業による利用権の設定について、下記の通り農用地の貸し借りを希望します。なお、本申出にあたり、裏面の承諾事項 について同意の上、申し出ます。

**申出者**

(フリガナ)

貸し手 氏名 \_\_\_\_\_ 〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

(フリガナ)

借り手 氏名 \_\_\_\_\_ 〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

**貸付希望農用地の概要**

項 目		1	2	3	4	5
所 在	大 字					
	小 字					
地 番						
現 況 地 目		田 ・ 畑	田 ・ 畑	田 ・ 畑	田 ・ 畑	田 ・ 畑
農 地 面 積 (水張り面積)		m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )
利 用 権 の 種 類		賃貸借・使用貸借	賃貸借・使用貸借	賃貸借・使用貸借	賃貸借・使用貸借	賃貸借・使用貸借
賃 貸 借 時 の 契 約 面 積		登記面積・水張面積	登記面積・水張面積	登記面積・水張面積	登記面積・水張面積	登記面積・水張面積
賃 料	10a当たり	円	円	円	円	円
新 規 ・ 継 続 の 別		新規 ・ 継続	新規 ・ 継続	新規 ・ 継続	新規 ・ 継続	新規 ・ 継続
契 約 開 始 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
登 記 簿 上 の 所 有 者 相 続 関 係 人 ※2		(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)
貸し手と借り手の 申し合わせ事項		水路管理・草刈り	貸し手 ・ 借り手	畦畔の管理・草刈り	貸し手 ・ 借り手	
		水利費の負担	貸し手 ・ 借り手	土地改良賦課金	貸し手 ・ 借り手	
		その他 ( )				

※1 本申出書は、農地中間管理事業による利用権設定を行うにあたり、貸付を希望する農用地を申し出いただくものです。本申出書により権利が設定されるものではありません。

※2 相続未登記の土地は、原則、法定相続人が相続人代表として貸し手となります。

**【 申出者 記入欄 】**

□農地の所在する農会名【 \_\_\_\_\_ 】

※地域計画の推進、農地の流動化促進のため年2回（5月・12月）に農地の貸し借りの情報（申出者氏名・農地所在地）を農政協力員に報告します。上記の情報は当該目的以外には使用しません。

**【 市 記入欄 】** □目標地図上の耕作者 一致 ・ 不一致

農地中間管理事業に係る承諾事項

- (1) 申出の農用地等については、市長等が状況（現状・面積・権利関係など）を確認の上で借受希望者に情報提供すること
- (2) 機構が農用地等を借受ける場合、法令に基づき申出者在住の市町名、氏名及び借受農用地等が公表されること
- (3) 借受希望者との調整が完了し機構が所有者から農用地等を借り受けるまで、農用地の管理は所有者が行うこと
- (4) 借受希望者が見込まれない、農用地等として利用することが著しく困難な場合は当該事業を活用できない場合があること
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業を行うには15年以上借受される農用地であること
- (6) 地域計画の達成と地域農業の健全な発展のため公平かつ適正に農用地の貸し借りをを行うこと
- (7) 農会が属する自治会の農政協力員に農地の貸し借りに関する貸し手、借り手の氏名及び農地の情報を提供すること
- (8) 農地中間管理事業による貸し借りの期間は原則10年以上とすること
- (9) 解約する場合は相手方の同意を得るものとし、所定の様式により丹波篠山市または丹波篠山市農業委員会に報告すること
- (10) 本申出書の提出をもって権利は移動せず、農業委員会での承認、公告をもって権利が移動すること
- (11) 申し合わせ事項については当事者間で協議の上、決定すること
- (12) 当事業は米等の収穫物による物納の取り扱いはなく、賃貸借における賃料は毎年2月末にご指定の口座に振り込まれること

農用地借受希望者の登録申込事項

※初めて農地中間管理機構を介して借受けする方のみ記入

氏名・名称	(フリガナ)		住所	〒			
TEL	※日中ご連絡が可能な電話番号		生年月日	所属農会名			
経営形態	専業農家（認定農業者・認定新規就農者）・兼業農家・新規参入者（初めて農地を貸借する人）						
経営状況及び 栽培品目	経営状況	所有地 (a)		借受地 (a)		特定農作業受託	
		a		a		a	
	主な品目	栽培品目①		栽培品目②		栽培品目③	
		面積 (a)		面積 (a)		面積 (a)	
農業従事年数	【個人】従事年数： 年 ヵ月			【法人】設立年数： 年 ヵ月			
農機具の 保有状況	種類	トラクター	田植機	コンバイン	乾燥機	農用自動車	
	能力	馬力	条	条	石		
	数量	台	台	台	台	台	
今後の展望につ いて	将来の目標経営 面積 (a)		拡大希望集落		拡大希望集落との関係性		
					拠点が地区内 ・ 拠点が地区外 ・ 新規参入者		
					拠点が地区内 ・ 拠点が地区外 ・ 新規参入者		
				拠点が地区内 ・ 拠点が地区外 ・ 新規参入者			

# 農地中間管理事業貸借希望農用地申出書（記入例）

## 【記入例】 農地中間管理事業貸借希望農用地申出書

令和 年 月 日

丹波篠山市長 様

農地中間管理  
申出にあたり、  
貸し手・借り手について記入ください。  
日中連絡の可能な電話番号を記入ください。

申出者

(フリガナ)

貸し手 氏名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

(フリガナ)

借り手 氏名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

### 貸付希望農用地の概要

項 目	1	2	3	4	5
所 在	大 字	農用地の大字・小字・地番を記入してください。			
	小 字				
地 番	登記簿面積を記入ください。水張り面積を契約面積とする場合は、水張り面積も記入ください。 (賃貸借契約の場合のみ)			田 ・ 畑	田 ・ 畑
現 況 地 目	田			田 ・ 畑	田 ・ 畑
農 地 面 積 (水 張 り 面 積)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
利 用 権 の 種 類	賃貸借・使用貸借	賃貸借：賃料が発生する契約 使用貸借：賃料が発生しない契約 ※お米のやり取りなど物納は使用貸借です。		賃貸借	賃貸借・使用貸借
賃 貸 借 時 の 契 約 面 積	登記面積・水張面積	賃貸借の場合のみ「契約面積」を選択ください。 賃料は1反あたりの賃料になります。		登記面積・水張面積	登記面積・水張面積
賃 料	10a当たり	円	円	円	円
新 規 ・ 継 続 の 別	新規 ・ 継続	1. 必ず登記簿上の所有者の名前をお願いします。 2. 所有者が故人の場合で、所有権移転登記が未了の場合は 相続人代表者の名前をお願いします。 (亡) ■ ■ ■ ■ 相続人代表 ○ ○ ○ ○			継続
契 約 開 始 日	年 月 日				日
登記簿上の所有者 相続関係人 ※2	(氏名)				
貸し手と借り手の 申し合わせ事項	水路管	農地の管理や水利費に関することは貸し手・借り手双方で協議の上決定ください。			貸し手 ・ 借り手
	水利費				貸し手 ・ 借り手
	その他				

※1 本申出書は、農地中間管理事業による利用権設定を行うにあたり、貸付を希望する農用地を申し出いただくものです。

本申出書により権利が設定されるものではありません。

※2 相続未登記の土地は、原則、法定相続人が相続人代表として貸し手となります。

### 【 申 出 者 記 入 欄 】

□農地の所在する農会名【

農地が所在する農会名を記入ください。

※地域計画の推進、農地の流動化促進のため年2回（5月・12月）に農地の貸し借りの情報（申出者氏名・農地所在地）を農政協力員に報告します。上記の情報は当該目的以外には使用しません。

担当者記入欄のため記載しないでください。

【 市 記 入 欄 】 □目標地図上の耕作者

農地中間管理事業に係る承諾事項

- (1) 申出の農用地等については、市長等が状況（現状・面積・権利関係など）を確認の上で借受希望者に情報提供すること
- (2) 機構が農用地等を借受ける場合、法令に基づき申出者在住の市町名、氏名及び借受農用地等が公表されること
- (3) 借受希望者との調整が完了し機構が所有者から農用地等を借り受けるまで、農用地の管理は所有者が行うこと
- (4) 借受希望者が見込まれない、農用地等として利用することが著しく困難な場合は当該事業を活用できない場合があること
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業を行うには、15年以上借受される農用地であること
- (6) 地域計画の達成と地域農業の健全な発展のため公平かつ適正に農用地の貸し借りをを行うこと
- (7) 農会が属する自治会の農政協力員に農地の貸し借りに関する貸し手、借り手の氏名及び農地の情報を提供すること
- (8) 農地中間管理事業による貸し借りの期間は原則10年以上とすること
- (9) 解約する場合は相手方の同意を得るものとし、所定の様式により丹波篠山市または丹波篠山市農業委員会に報告すること
- (10) 本申出書の提出をもって権利は移動せず、農業委員会での承認、公告をもって権利が移動すること
- (11) 申し合わせ事項については当事者間で協議の上、決
- (12) 当事業は米等の収穫物による物納の取り扱いはなく

初めて「農地中間管理機構を介して貸し借り」する借り手が記入ください。既に中間管理機構を通じて貸し借りされたことがある場合は記入は要りません。不明な場合はお問い合わせください。

記入

農用地借受希望者の登録申込事項

氏名・名称	(フリガナ)		住所		〒				
TEL	※日中ご連絡が可能な電話番号		生年月日	所属農会名					
経営形態	専業農家（ 認定農業者 ・ 認定新規就農者 ） ・ 兼業農家 ・ 新規参入者（初めて農地を貸借する人）								
経営状況及び 栽培品目	経営状況	所有地 (a)		借受地 (a)		特定農作業受託			
		a		a		a			
	主な品目	栽培品目①		栽培品目②		栽培品目③			
		面積 (a)		面積 (a)		面積 (a)			
農業従事年数	【個人】従事年数： 年      ヲ月			【法人】設立年数： 年      ヲ月					
農機具の 保有状況	種類	トラクター	田植機	コンバイン	乾燥機	農用自動車			
	能力	馬力	条	条	石				
	数量	今後、農地を借受けたい地区(または集落)を記入ください。				台	台		
今後の展望について	将来の目標	面積 (a)				との関係性			
								拠点が地区内 ・ 拠点が地区外 ・ 新規参入者	
								拠点が地区内 ・ 拠点が地区外 ・ 新規参入者	
	拠点が地区内 ・ 拠点が地区外 ・ 新規参入者								

# 物納（参考様式）

（参考資料）

## 覚書（案）

貸付者\_\_\_\_\_（以下「甲」という）と借受者\_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までの期間において、乙は甲の所有する下記1の農地を耕作する対価として下記2のとおり物品を納めるものとする。

### 記

#### 1. 対象農地

大字	小字	地番	面積（㎡）

#### 2. 物納の内容

物品	内容	備考
米	（      ） kg/10a	毎年

本覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和    年    月    日

（甲）住 所： \_\_\_\_\_  
      氏 名： \_\_\_\_\_

（乙）住 所： \_\_\_\_\_  
      氏 名： \_\_\_\_\_

## 農地権利移動・借賃等調査(賃借料情報集計)

令和6年1月～令和6年12月までに締結(公告)された賃借料における平均価格(10aあたり)は以下のとおりとなっています。

丹波篠山市農業委員会

区分名	賃借料水準(円/10a)			筆数		
	平均額	最高額	最低額	賃貸借筆数	使用貸借筆数	計
八上地区	9000	38400	3000	42	98	140
畑地区	6200	11000	2000	35	91	126
城北地区	7000	20000	3000	48	82	130
岡野地区	6200	20000	5000	49	33	82
日置地区	6900	22000	5000	22	97	119
後川地区	11900	22000	5000	31	37	68
雲部地区	7000	11000	1000	4	42	46
福住地区	20000	20000	20000	38	100	138
村雲地区	6400	44000	800	26	54	80
大芋地区	4300	7000	3500	9	0	9
西紀南地区	7300	22000	5000	27	31	58
西紀中地区	5700	11000	5000	60	65	125
西紀北地区	-	-	-	0	36	36
大山地区	9200	11000	4000	12	159	171
味間地区	8300	11500	3000	46	131	177
城南地区	7700	44000	100	53	96	149
古市地区	9000	22000	1000	49	106	155
今田地区	6300	44000	4000	160	419	579
市内全域	8100	44000	100	711	1677	2388

篠山地区については該当筆なしのため表示していません。

使用貸借は賃借料のない(無償の)農地の貸し借りのため、賃借料水準データには含まれていません。

米30kg物納は農林水産省が発表している令和6年度の米販売価格(都道府県、品種別のうち、兵庫県産コシヒカリを抜粋)より計算し、30kgあたり11,000円で入力しています。

算出した賃借料は、あくまで平均単価であるため、実際は地域性や農地の状況、栽培予定の作物、水利費も計算に含めて貸し手、借り手双方により十分に協議した上で決定してください。

## 農地権利移動・借賃等調査(賃借料情報集計)

令和5年1月～令和5年12月までに締結(公告)された賃借料における平均価格(10aあたり)は以下のとおりとなっています。

丹波篠山市農業委員会

区分名	賃借料水準(円/10a)			筆数		
	平均額	最高額	最低額	賃貸借筆数	使用貸借筆数	計
八上地区	7000	20000	1500	26	92	118
畑地区	6100	20000	3000	48	88	136
城北地区	6500	20000	1000	112	81	193
岡野地区	6400	24000	5000	28	35	63
日置地区	7800	12000	5000	33	107	140
後川地区	7000	12000	3000	29	28	57
雲部地区	5100	8000	2000	27	43	70
福住地区	14500	20000	1000	56	169	225
村雲地区	4300	8000	700	20	54	74
大芋地区	5700	8000	1000	11	61	72
大山地区	5500	9000	5000	12	59	71
味間地区	6100	20000	3000	94	192	286
城南地区	6600	20000	3000	55	120	175
古市地区	8100	38000	3000	58	163	221
今田地区	6200	24000	4000	93	59	152
西紀南地区	7800	12000	3000	35	33	68
西紀中地区	7800	10000	8000	9	44	53
西紀北地区	6000	8000	5000	3	28	31
市内全域	6900	38000	700	749	1456	2205

篠山地区については該当筆なしのため表示していません。

使用貸借は賃借料のない(無償の)農地の貸し借りのため、賃借料水準データには含まれていません。

米30kg物納は農林水産省調査のR5年度兵庫県のコシヒカリ平均価格(1俵あたり)から算出した額を入力しています。

算出した賃借料は、あくまで平均単価であるため、実際は地域性や農地の状況、栽培予定の作物、水利費も計算に含めて貸し手、借り手双方により十分に協議した上で決定してください。

## 農地権利移動・借賃等調査(賃借料情報集計)

令和4年1月～令和4年12月までに締結(公告)された賃借料における平均価格(10aあたり)は以下のとおりとなっています。

丹波篠山市農業委員会

区分名	賃借料水準(円/10a)			筆数		
	平均額	最高額	最低額	賃貸借筆数	使用貸借筆数	計
八上地区	5000	10000	3000	24	98	122
畑地区	4900	7000	1000	54	84	138
城北地区	5900	20000	2000	41	56	97
岡野地区	5100	6600	5000	27	22	49
日置地区	5600	10000	1400	23	89	112
後川地区	4000	4000	4000	2	12	14
雲部地区	5100	14000	1500	8	28	36
福住地区	3600	6000	500	10	113	123
村雲地区	5500	7000	4000	10	23	33
大芋地区	4800	5000	4000	5	44	49
西紀南地区	5200	8000	1800	43	34	77
西紀中地区	6200	8000	8000	5	43	48
西紀北地区	-	-	-	0	32	32
大山地区	5800	10000	3000	22	149	171
味間地区	6600	10000	5000	50	52	102
城南地区	5800	10000	3000	57	69	126
古市地区	5200	10000	3000	216	90	306
今田地区	5100	10000	3500	239	98	337
市内全域	4900	20000	500	836	1136	1972

篠山地区については該当筆なしのため表示していません。

使用貸借は賃借料のない(無償の)農地の貸し借りのため、賃借料水準データには含まれていません。

米30kg物納は30kgあたり6000円で入力しています。

算出した賃借料は、あくまで平均単価であるため、実際は地域性や農地の状況、栽培予定の作物、水利費も計算に含めて貸し手、借り手双方により十分に協議した上で決定してください。



# 農地の流動化状況と賃借・貸借の状況

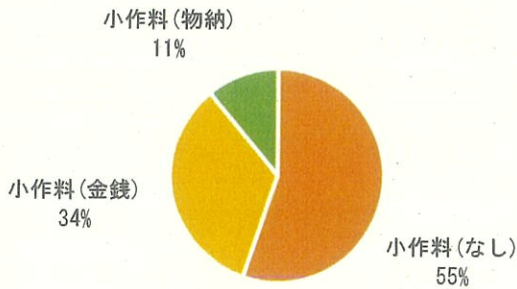
農家台帳データ令和7年3月30日時点  
別途契約で物納している場合あり

## 農地の流動化率の状況

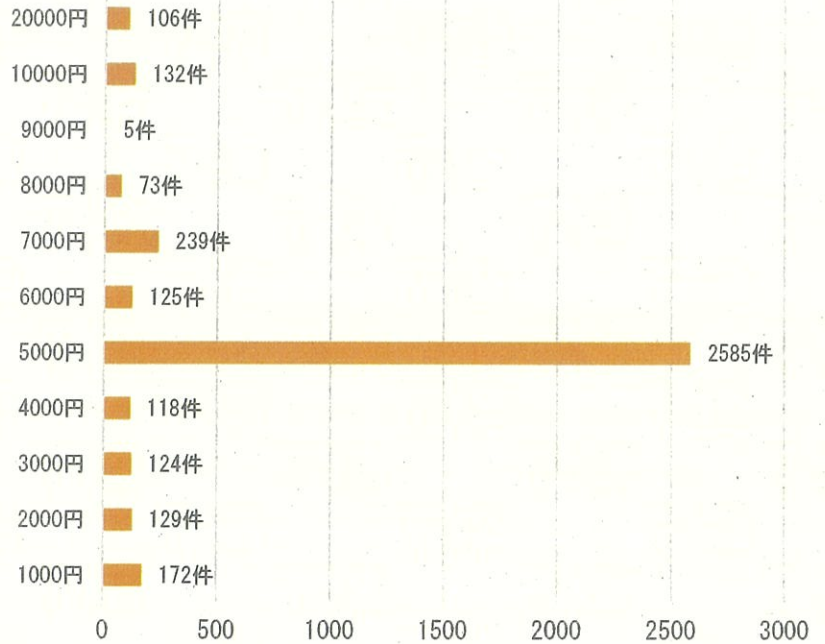
農地筆数: 67,961筆  
うち流動化筆数: 11,277筆  
流動化率16.6%

農地面積: 4575.62ha  
うち流動化面積: 1526.89ha  
流動化率33%

## 農地ごとの小作料の状況

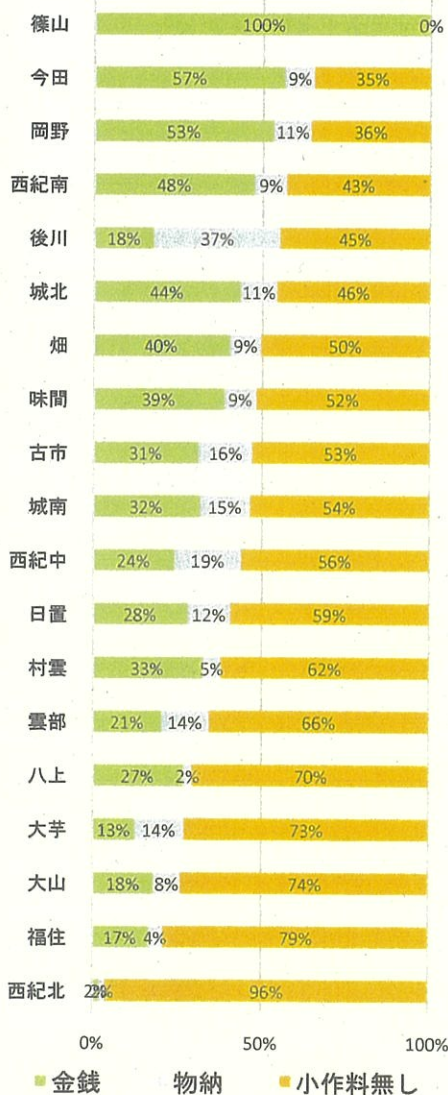


## 小作料(金銭)の水準



## 地区別の小作料の状況

農地ごとの小作料の状況  
(割合・小作料無し多い順)



農地ごとの小作料の状況  
(筆数)



農地面積と流動化面積の状況

地区	農地面積 ha	流動化面積 ha	割合
篠山	10.2	0.5	4.8%
今田	428.6	144.6	33.7%
岡野	174.2	58.1	33.3%
西紀南	221.7	92.9	41.9%
後川	83.5	20.8	24.9%
城北	351.1	116.7	33.2%
畑	228.9	94.0	41.1%
味間	329.6	120.5	36.6%
古市	272.3	102.0	37.4%
城南	348.3	147.5	42.3%
西紀中	262.0	78.3	29.9%
日置	333.7	94.1	28.2%
村雲	215.0	62.7	29.2%
雲部	209.2	75.1	35.9%
八上	244.1	91.5	37.5%
大芋	221.7	52.4	23.6%
大山	268.6	88.5	33.0%
福住	269.6	74.8	27.7%
西紀北	103.1	11.9	11.5%
合計	4,575.6	1,526.9	33.4%



# 令和5年産米生産費（組織法人経営体）

## 1 米の作付規模別生産費（全国）

### イ 生産費〔10a当たり〕

単位：円

区	分	5.0ha未満	5.0~10.0	10.0~15.0	15.0~20.0	20.0~30.0	30.0~50.0	50.0~100.0	100.0ha以上				
物	財	費	82,527	71,031	63,467	69,889	69,741	71,019	66,766	59,238			
種	苗	費	7,479	5,233	4,465	5,369	3,188	4,784	4,289	2,612			
購	入	給	7,447	5,228	4,465	5,368	3,153	4,783	4,251	2,540			
内			32	5	-	1	35	1	38	72			
肥	料	費	10,436	9,939	12,795	10,293	13,310	11,139	12,408	11,311			
購	入	給	10,432	9,939	12,795	10,245	13,310	11,128	12,408	11,302			
内			4	-	-	48	-	11	-	9			
農業薬剤費（購入）			8,893	7,747	9,123	5,830	7,838	8,646	7,936	7,910			
光	熱	動力	費	3,524	3,612	3,782	3,810	3,809	4,197	3,973	5,428		
購	入	給	3,524	3,612	3,782	3,810	3,809	4,197	3,973	5,428			
内			-	-	-	-	-	-	-	-			
その他の諸材料費			1,282	1,312	1,744	1,466	1,972	1,285	1,525	1,443			
購	入	給	1,282	1,286	1,744	1,466	1,972	1,285	1,508	1,443			
内			-	26	-	-	-	-	17	-			
土地改良及び水利費			2,585	3,228	1,630	2,887	3,439	3,532	4,857	3,334			
賃借料及び料金			18,947	18,854	9,158	16,498	13,219	16,883	12,347	6,203			
物件税及び公課諸負担			896	824	581	723	949	622	782	1,111			
建	物	費	1,301	2,109	2,259	1,532	5,330	3,801	3,005	4,379			
償	却	費	1,084	1,787	1,738	1,305	3,562	2,477	2,537	3,869			
修繕費及び購入補充費			217	322	521	227	1,768	1,324	468	510			
自	動	車	費	1,067	408	374	713	236	585	765	1,150		
償	却	費	443	243	117	248	134	224	461	590			
修繕費及び購入補充費			624	165	257	465	102	361	304	560			
農	機	具	費	25,636	17,399	17,045	20,225	16,166	14,919	14,358	13,893		
償	却	費	17,206	10,768	9,277	10,787	7,356	6,140	4,634	5,496			
修繕費及び購入補充費			8,430	6,631	7,768	9,438	8,810	8,779	9,724	8,397			
生	産	管	理	費	481	366	511	543	285	626	521	464	
償	却	費	3	40	56	31	28	73	43	85			
購入・支払			478	326	455	512	257	553	478	379			
労	働	費	27,163	23,979	23,826	23,315	18,678	21,087	18,755	15,238			
直	接	労	働	費	26,250	23,179	22,913	22,268	18,078	20,411	16,920	14,562	
構	成	員	用	費	22,391	16,494	20,896	17,821	15,457	12,798	9,115	5,202	
雇		用	費	3,859	6,685	2,017	4,447	2,621	7,613	7,805	9,360		
間	接	労	働	費	913	800	913	1,047	600	676	1,835	676	
構	成	員	用	費	785	643	855	765	530	471	452	175	
雇		用	費	128	157	58	282	70	205	1,383	501		
構	成	員	労	働	費	23,176	17,137	21,751	18,586	15,987	13,269	9,567	5,377
雇	用	労	働	費	3,987	6,842	2,075	4,729	2,691	7,818	9,188	9,861	
費	用	合	計	109,690	95,010	87,293	93,204	88,419	92,106	85,521	74,476		
購	入	（	支	払	）	67,742	65,004	54,354	62,198	61,317	69,911	68,224	58,978
内	償	却		23,212	17,168	21,751	18,635	16,022	13,281	9,622	5,458		
内	償	却		18,736	12,838	11,188	12,371	11,080	8,914	7,675	10,040		
副産物価額			1,779	2,197	2,718	2,297	2,242	2,532	3,029	3,122			
生産費（副産物価額差引）			107,911	92,813	84,575	90,907	86,177	89,574	82,492	71,354			
支	払	利	子	111	214	127	164	246	183	120			
支	払	地	代	6,236	8,493	8,596	8,902	8,906	9,289	12,747	9,458		
支払利子・地代算入生産費			114,258	101,520	93,298	99,973	95,329	99,046	95,402	80,932			
自	己	資	本	利	子	4,433	2,768	2,939	2,942	3,292	2,678	2,653	3,451
自	作	地	地	代	1,457	644	128	110	121	233	711	495	
資本金子・地代全額算入生産費（全算入生産費）			120,148	104,932	96,365	103,025	98,742	101,957	98,766	84,878			

農林水産省「農業経営統計調査」令和7年3月28日

# 令和5年産米生産費・近畿（個別経営体）

## (3) 米の作付規模別生産費

### ク 近畿

#### (イ) 生産費〔10a当たり〕

単位：円

区 分	0.5ha未満	0.5~1.0	1.0~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10.0~15.0	15.0ha以上
物 財 費	130,585	94,545	93,032	111,469	89,395	-	64,308
種 苗 費	7,835	5,958	4,328	7,251	2,094	-	2,217
購 入	7,670	5,843	4,160	7,251	2,094	-	2,197
自 給	165	115	168	-	-	-	20
肥 料 費	13,638	17,246	14,578	13,468	19,356	-	15,215
購 入	13,450	16,800	14,578	13,468	19,356	-	15,205
自 給	188	446	-	-	-	-	10
農 業 薬 剤 費（購 入）	8,591	8,654	8,589	7,052	8,483	-	7,007
光 熱 動 力 費	5,619	5,829	6,478	6,450	4,946	-	6,466
購 入	5,619	5,829	6,478	6,450	4,946	-	6,466
自 給	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 諸 材 料 費	1,680	1,783	1,834	3,391	2,476	-	2,032
購 入	1,680	1,783	1,834	3,391	2,476	-	2,032
自 給	-	-	-	-	-	-	-
土 地 改 良 及 び 水 利 費	2,504	3,232	2,333	3,363	3,649	-	4,657
賃 借 料 及 び 料 金	27,435	13,116	2,915	1,567	9,476	-	3,372
物 件 税 及 び 公 課 諸 負 担	5,476	3,060	3,192	2,014	1,290	-	1,402
建 物 費	10,893	4,884	9,714	5,090	4,987	-	3,244
償 却 費	9,964	4,491	9,482	5,027	3,450	-	3,138
修 繕 費 及 び 購 入 補 充 費	929	393	232	63	1,537	-	106
自 動 車 費	4,944	4,370	4,694	972	4,323	-	1,767
償 却 費	-	2,050	3,520	-	2,276	-	1,295
修 繕 費 及 び 購 入 補 充 費	4,944	2,320	1,174	972	2,047	-	472
農 機 具 費	41,759	26,198	34,118	58,993	27,742	-	16,581
償 却 費	37,461	12,124	24,486	46,582	17,597	-	12,637
修 繕 費 及 び 購 入 補 充 費	4,298	14,074	9,632	12,411	10,145	-	3,944
生 産 管 理 費	211	215	259	1,858	573	-	348
償 却 費	-	-	-	741	-	-	114
購 入 ・ 支 払	211	215	259	1,117	573	-	234
労 働 費	77,191	64,659	43,239	34,442	28,712	-	25,703
直 接 労 働 費	72,413	62,162	41,186	33,404	27,179	-	25,417
家 雇 用 費	70,185	60,323	39,606	32,660	27,018	-	16,182
間 接 労 働 費	2,228	1,839	1,580	744	161	-	9,235
家 雇 用 費	4,778	2,497	2,053	1,038	1,533	-	286
家 族 用 費	4,778	2,353	2,053	1,038	1,533	-	168
家 族 用 費	-	144	-	-	-	-	118
家 族 用 費	74,963	62,676	41,659	33,698	28,551	-	16,350
家 族 用 費	2,228	1,983	1,580	744	161	-	9,353
費 用 合 計	207,776	159,204	136,271	145,911	118,107	-	90,011
購 入（支 払）	85,035	77,302	56,956	59,863	66,233	-	56,447
自 給	75,316	63,237	41,827	33,698	28,551	-	16,380
償 却	47,425	18,665	37,488	52,350	23,323	-	17,184
副 産 物 価 額	1,650	3,594	1,422	3,588	2,374	-	5,953
生 産 費（副 産 物 価 額 差 引）	206,126	155,610	134,849	142,323	115,733	-	84,058
支 払 利 子	-	-	62	21	42	-	66
支 払 地 代	2,208	2,184	4,140	4,688	4,838	-	8,810
支 払 利 子 ・ 地 代 算 入 生 産 費	208,334	157,794	139,051	147,032	120,613	-	92,934
自 己 資 本 利 子	14,727	6,904	9,088	10,623	4,256	-	4,059
自 作 地 地 代	8,492	7,472	4,354	2,632	1,415	-	1,026
資 本 利 子 ・ 地 代 全 額 算 入 生 産 費（全 算 入 生 産 費）	231,553	172,170	152,493	160,287	126,284	-	98,019

## 農地の貸し借り等の主な相談

### 1. 農地の賃借料、水利費用等の負担について

#### (1) 農地の地権者・集落からの相談①

- ・農地の借り手から一方的に、賃借料の廃止や水利費用等が地権者負担となる旨を伝えられ困惑している。

[市の回答・対応]

- ・賃借料や水利費用等の負担については、貸し手と借り手の当事者間の合意のもとに決定すべきである。また、最近米価の高騰が目立つが、同様に肥料や機械代・資材も高騰しており、担い手全員が利益を出せているわけでもない。

#### 農地の地権者・集落からの相談②

- ・担い手が多額の利益を得ているのに、賃借料をもらえず不公平を感じている。

[市の回答・対応]

- ・双方それぞれに意見があるので、契約は充分協議のうえ締結または変更し、詳細に明文化しておくことを伝えている。

#### (2) 農地の借り手からの相談

- ・契約している農地の地権者が多く、全員と賃借料の交渉ができない。集落で地権者の代表者を選出してもらい、一括して交渉したい。

[市の回答・対応]

- ・地域の合意があれば、地域の代表者（地権者の委任を得た者）と交渉するのは差し支えないが、契約自体は個々で交わす必要があると伝えている。

### 2. 農地の維持管理・契約について

#### (1) 農地の地権者・集落からの相談

- ・地域で取り決めをしている草刈りのルールを借り手が守らずに困っている。

- ・農地の貸借において、地権者の立場が弱く対等な契約ができない。

[市の回答・対応]

- ・草刈りが行われていないことについては、担い手に連絡し対応するよう伝えている。

- ・新規就農者のなかには地域のルールを知っていない者もいるので、集落の農会長と繋がりを持つよう助言している。

- ・契約の締結については、市は介入できないので、貸し手と借り手の双方で（場合に応じて集落も加わり）充分協議したうえで締結、または変更するよう伝えている。

【裏面へ】

(2) 農地の借り手からの相談

- ・地権者の所在が不明になり（転居や死亡における相続など）、貸借契約の更新が進まない。

[市の回答・対応]

- ・地権者や相続人の所在が不明な場合、市が自治会長等へ所在を確認する。それでも不明な場合、市は農業委員会に農地法に基づく所有者の探索を依頼する。